

令和5年御殿場市議会
3月定例会議案資料

件名	頁
議案第17号関係資料	1
議案第18号関係資料	2
議案第19号関係資料	4
議案第20号関係資料	9
議案第21号関係資料	14
議案第22号関係資料	17
議案第23号関係資料	20
議案第24号関係資料	21
議案第25号関係資料	23
同意第2号関係資料	24
同意第3号関係資料	25

議案第 17 号関係資料

御殿場市犯罪被害者等支援条例制定について

1 制定の背景

誰もが、突然犯罪被害者やその家族、遺族になりうる恐れがあります。犯罪被害に遭われた方及びその家族、遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、生命、身体、財産に対する直接的な被害だけではなく、中長期にわたる身体や精神的な苦痛、経済的困窮、誹謗中傷等による二次的被害にも苦しめられることも少なくありません。

そこで国は、犯罪被害者等の権利・利益の保護を図るため、平成17年に「犯罪被害者等基本法」を施行しました。同法第5条では、犯罪被害者等の支援に関し地域の状況に応じた施策を策定・実施することを地方公共団体の責務としており、静岡県では平成27年に「静岡県犯罪被害者等支援条例」を施行しました。

本市では、

- ・平成18年4月 御殿場市防犯まちづくり条例施行
- ・平成31年4月 御殿場市防犯カメラ設置費用補助金交付要綱施行
- ・令和3年3月 御殿場市再犯防止推進計画策定

など、犯罪の起きにくいまちづくりに取り組んできましたが、犯罪を予防・防止するにとどまらず、犯罪被害者等に対する適切な対応及び支援も必要とされています。

2 趣旨

犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の施策に関する基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的に推進し、誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする本条例を制定するものです。

3 施行日

令和5年4月1日

御殿場市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧
(設置) 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第77条第1項</u>の規定に基づき、御殿場市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

新

(設置)

第 1 条

第 7 2 条第 1 項

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 19 号関係資料

御殿場市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の背景

令和 5 年度から生活保護業務における医療扶助のオンライン資格確認の導入にあたり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 9 条第 2 項に基づき、マイナンバーの独自利用のための条例を定める必要があります。

生活保護業務における医療扶助のオンライン資格確認とは、被保護者が医療機関を受診する際にマイナンバーカードを提示することで、オンラインで医療扶助を受給する被保護者であることの確認を受けることが可能となるものです。これは、デジタル・ガバメント実行計画（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）において、令和 5 年度中に導入し本格運用することとされています。

外国人については、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の適用対象とならず、「生活に困窮する外国人に対する保護のための措置」（昭和 29 年 5 月 8 日社発第 382 号厚生省社会局長通知）に基づき、保護を行っています。

その中で、被保護者健康管理支援事業を実施する必要がありますが、外国人については、当該事業を行うための同法第 55 条の 8 第 2 項による情報提供を求めることができません。

当該事業に係る情報提供を求めるため、外国人の個人番号を使用する事務を「生活に困窮する外国人に対する保護のための措置」に基づく独自利用事務として当該条例に定める必要があり、その一部を改正するものです。

令和 4 年 12 月末時点の生活保護世帯・人員について

	日本国籍	日本国籍を 有しない者	計
生活保護世帯	375 世帯	7 世帯	382 世帯
生活保護人員	417 人	9 人	426 人

2 改正の概要

本条例別表第2の市の独自利用事務に「健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する情報」を追加します。また、同別表第2の同款において、重複していた項目「精神障害者医療費助成関係情報」のうち1つを併せて削除します。

3 施行日

令和5年4月1日

御殿場市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

目		
別表第 2（第 4 条関係）		
機関	事務	特定個人情報
市長	【略】	【略】
	【略】	【略】
	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置についてに基づく外国人の保護に関する事務	【略】
		【略】
		【略】
		【略】
		【略】
		【略】
		障害者自立支援医療費支給関係情報
		精神障害者医療費助成関係情報
		【略】
		【略】
		学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 24 条の規定による医療に要する費用についての援助に関する情報
【略】	【略】	【略】

新

別表第 2（第 4 条関係）

機関	事務	特定個人情報
市長		
	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置についてに基づく外国人の保護に関する事務	
		障害者自立支援医療費支給関係情報
		学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 24 条の規定による医療に要する費用についての援助に関する情報
		健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）による健康増進事業の実施に関する情報

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 20 号関係資料

国民健康保険税条例の一部改正について

1 改正の趣旨

令和 4 年 3 月 31 日に公布された地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の基礎課税額（医療分）と後期高齢者支援金分の課税限度額が引き上げられましたので、今回、これに合わせて課税限度額の引き上げをするものです。

○ 課税限度額の改正内容及び限度額超過世帯数の試算

	課税限度額			限度額超過世帯数 (試算)	
	現行	令和 5 年度	増減	現行	令和 5 年度
基礎課税額 (医療分)	63 万円	65 万円	+2 万円	126 世帯	120 世帯 (▲6 世帯)
後期高齢者 支援金等 課税額	19 万円	20 万円	+1 万円	216 世帯	195 世帯 (▲21 世帯)
介護納付金 課税額	17 万円	17 万円	±0 万円 ※変更なし	78 世帯	78 世帯 (※変更なし)
合 計	99 万円	102 万円	+3 万円		

(令和 5 年 1 月現在)

2 改正の影響について

今回の改正による影響について試算したところ、基礎課税額（医療分）で 246 万円余、後期高齢者支援金等課税額で 204 万円余の調定額増加が見込まれます。

御殿場市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の新旧対照表

目	
(課税額)	
第2条	【略】
2	前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>6.3万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、 <u>6.3万円</u> とする。
3	第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>1.9万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>1.9万円</u> とする。
4	【略】
(国民健康保険税の減額)	
第23条	次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>6.3万円</u> を超える場合には、 <u>6.3万円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>1.9万円</u> を超える場合には、 <u>1.9万円</u> ）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が1.7万円を超える場合には、1.7万円）の合算額とする。
(1)から(3)まで	【略】
2	【略】
附 則	
1及び2	【略】
(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)	
3	当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、 <u>同条中</u>

新			
(課税額)			
第 2 条			
2			
		<u>6 5 万円</u>	
	<u>6 5 万円</u>		
3			
			<u>2 0 万円</u>
		<u>2 0 万円</u>	
4			
(国民健康保険税の減額)			
第 2 3 条			
		<u>6 5 万円</u>	<u>6 5 万円</u>
	<u>2 0 万円</u>	<u>2 0 万円</u>	
(1)から(3)まで			
2			
附 則			
1 及び 2			
3			
同項中			

目

「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

4から15まで 【略】

新

4 から 1 5 まで

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

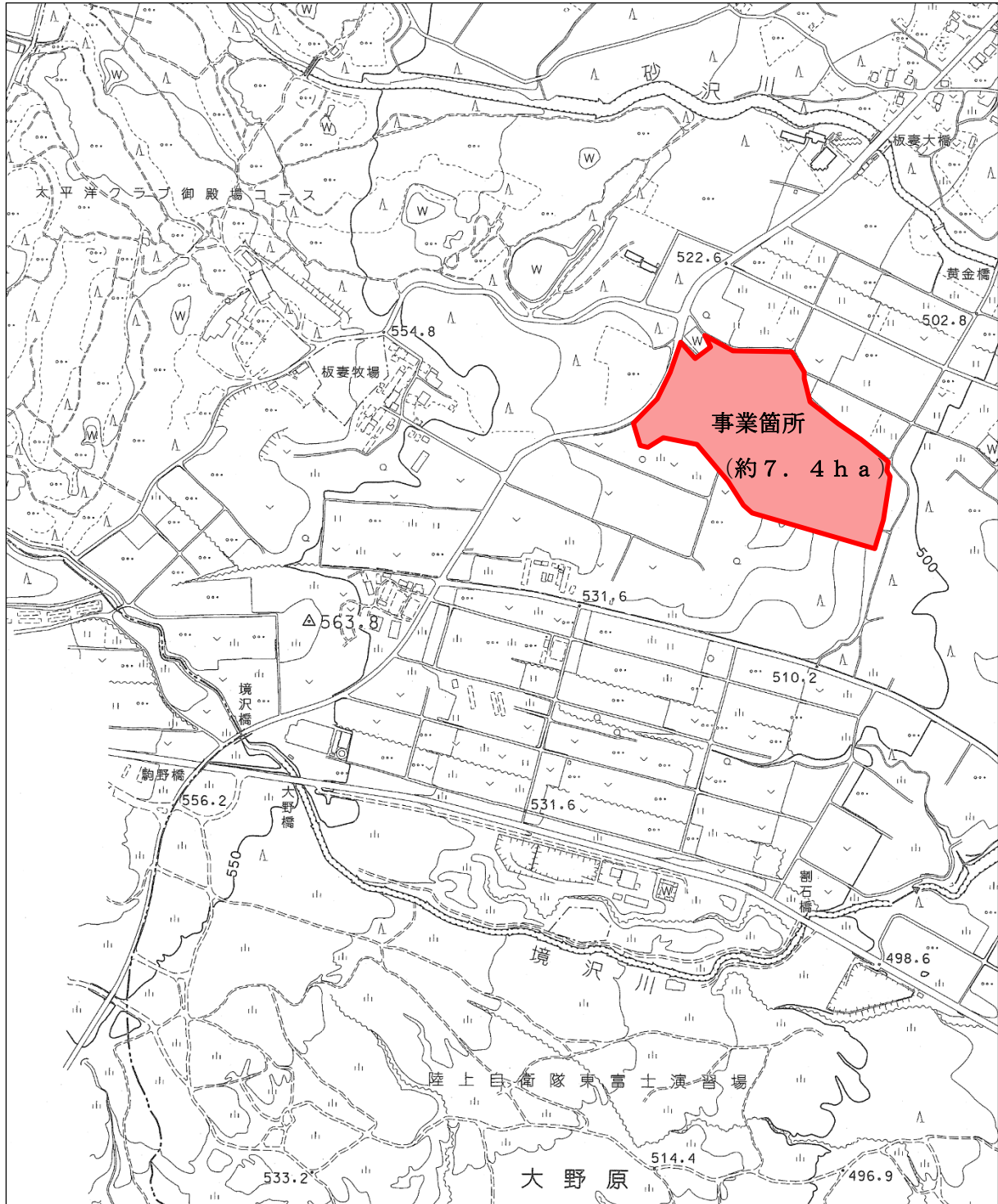
2 この条例による改正後の御殿場市国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 2 1 号関係資料

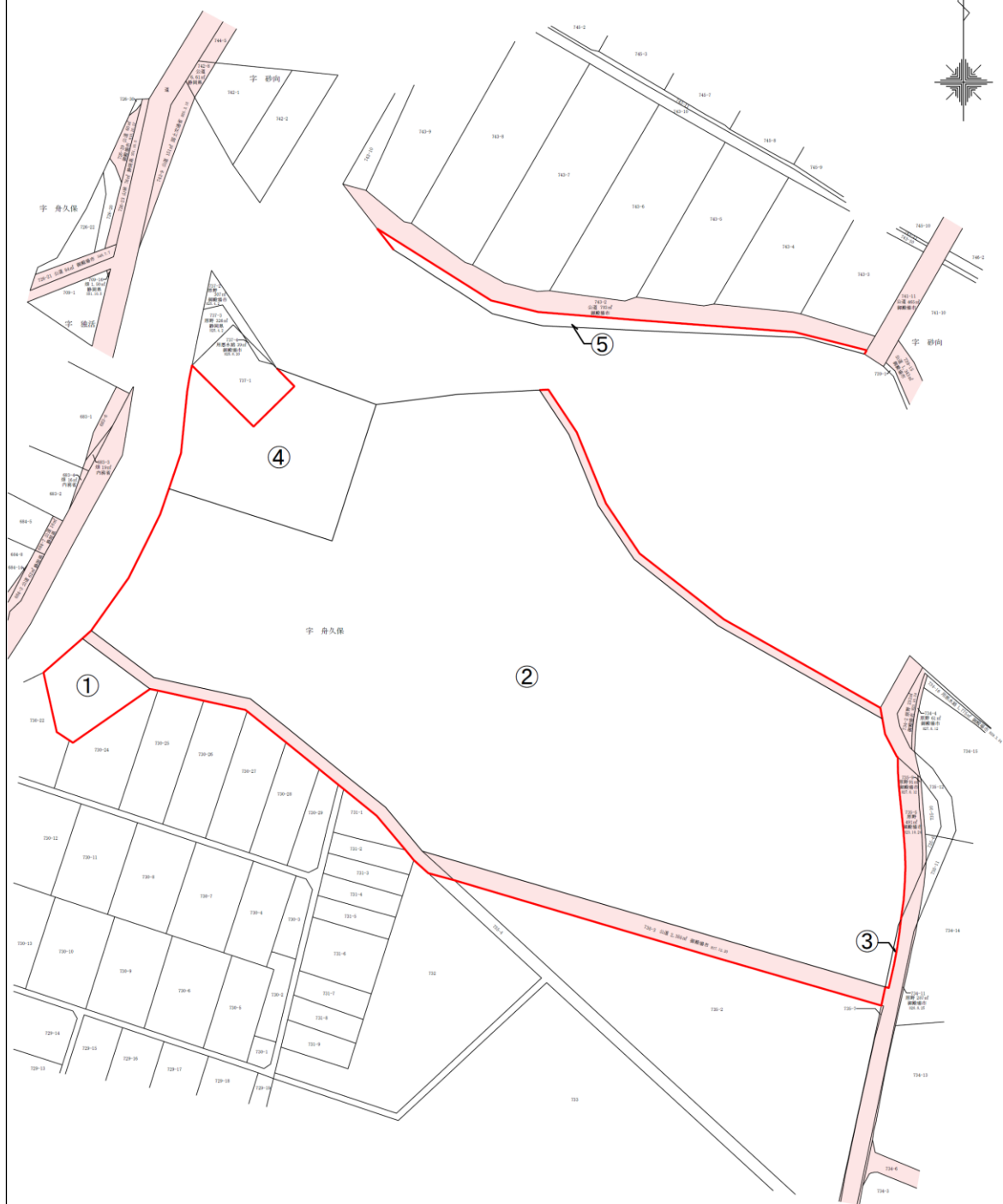
板妻南工業団地開発第 3 期事業

位置図

縮尺 1 : 10000



地籍図 NO SCALE
御殿場市板妻



土地調書			
No.	地番	地目	買戻面積(m ²)
①	730-23	原野	1,588.27
②	735-1	原野	65,557.74
③	735-8	山林	42.64
④	736	原野	6,006.64
⑤	743-1	用悪水路	316.38
合計			73,511.67

議案第 22 号関係資料

静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

1 趣旨

静岡地方税滞納整理機構は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定する広域連合と位置付けられるため、その規約を変更するにあたり、同法第 291 条の 11 の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を要するものです。

2 変更理由

令和 5 年 10 月 1 日から、事務所の位置を藤枝市に変更するので、静岡地方税滞納整理機構規約のうち、広域連合の事務所の位置に係る規定を変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 3 項の規定に基づき、届出するものです。

3 変更を行う規約

静岡地方税滞納整理機構規約

4 変更内容等

(1) 静岡地方税滞納整理機構の事務所の位置（第 6 条）

(2) 施行日

令和 5 年 10 月 1 日

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約の新旧対照表

目
(広域連合の事務所の位置) 第6条 広域連合の事務所は、<u>静岡市</u>に置く。

新

(広域連合の事務所の位置)

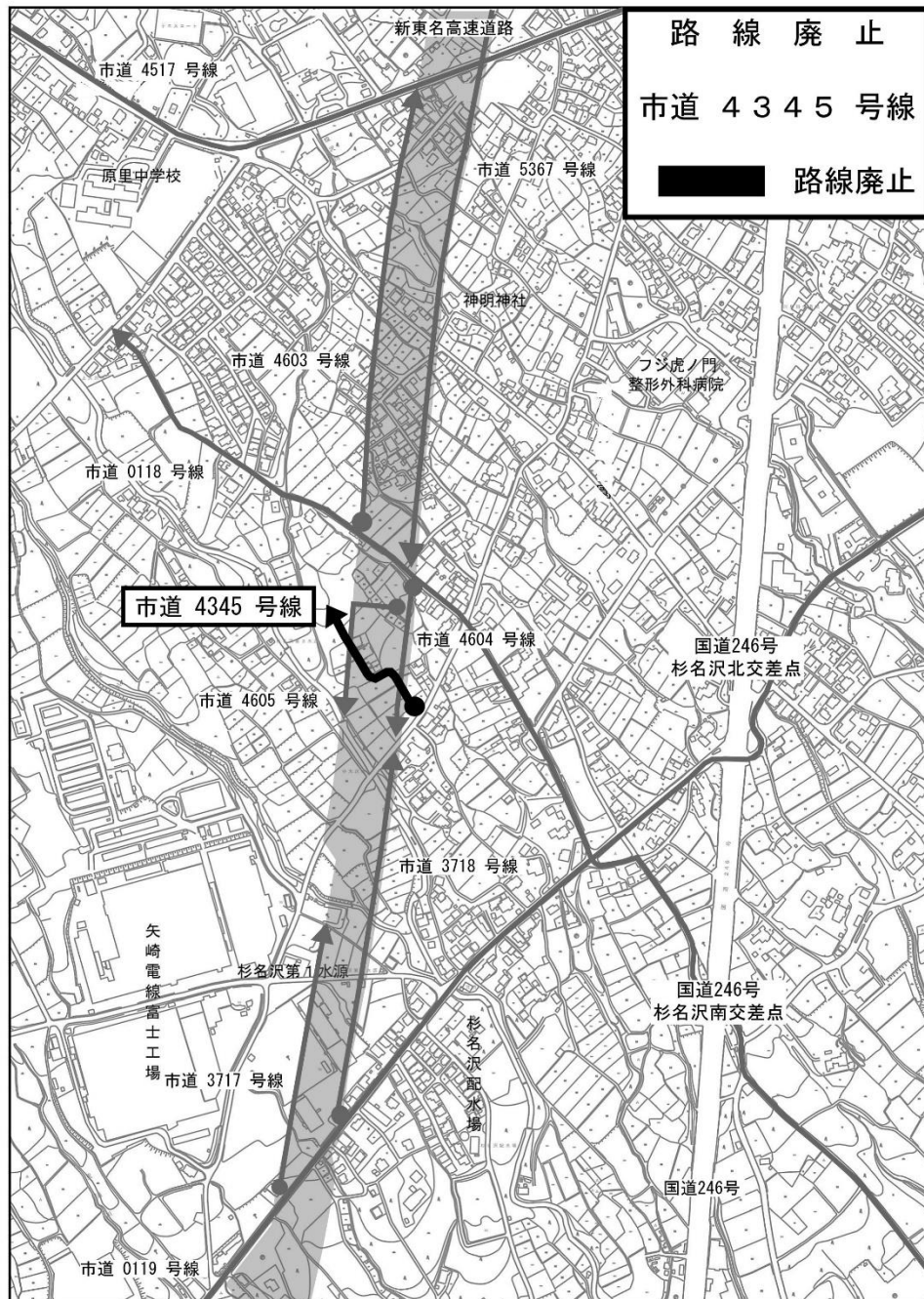
第6条

藤枝市

附 則

この規約は、令和5年10月1日から施行する。

議案第 2 3 号関係資料

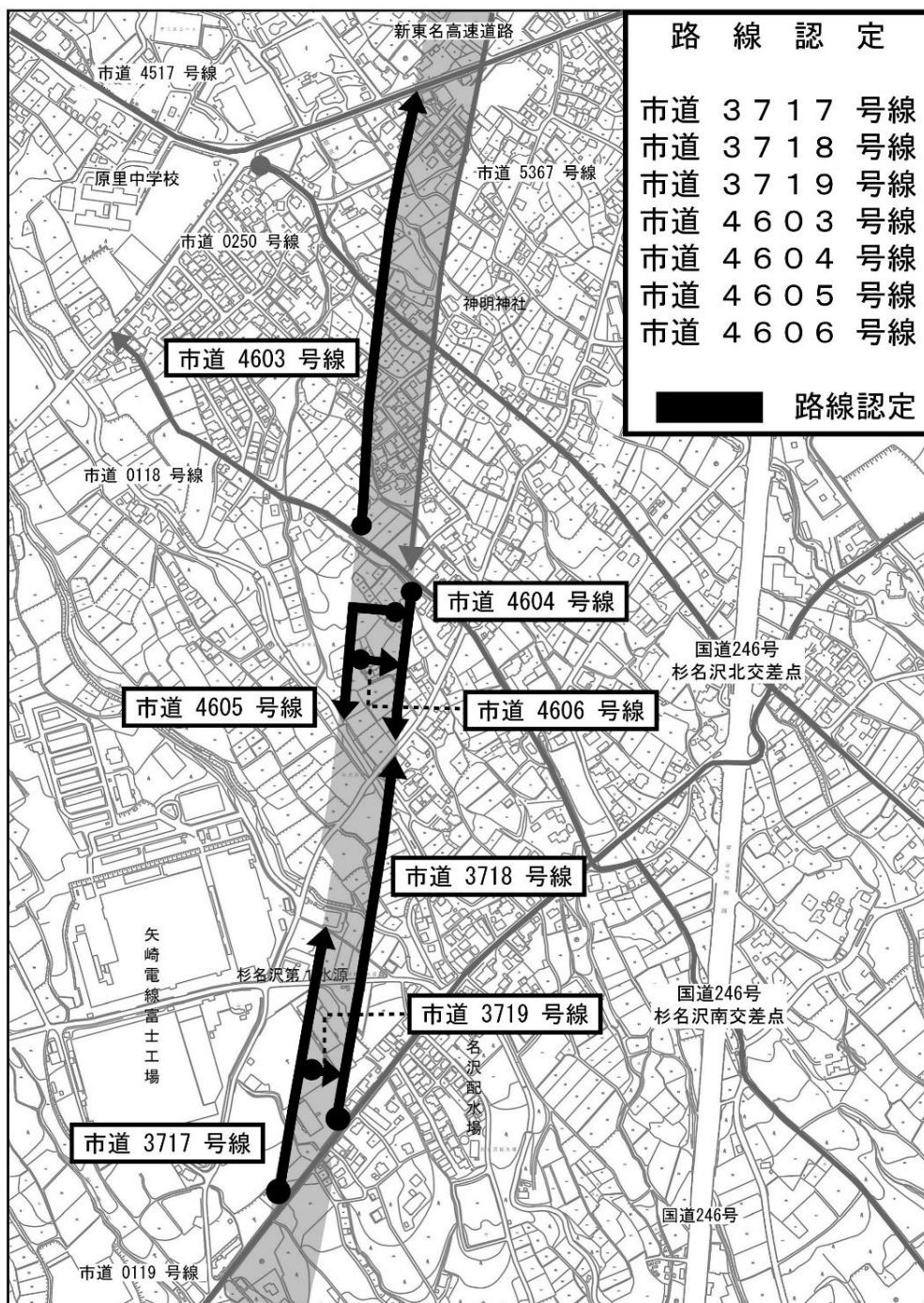


路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)
4345 号線	御殿場市杉名沢 209 番 3 地先	御殿場市杉名沢 211 番 3 地先	1.80～5.00	196.06

議案第 2 4 号関係資料



路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)
2200 号線	御殿場市御殿場 308 番 1 地先	御殿場市御殿場 309 番 5 地先	6.01～6.01	56.73
2201 号線	御殿場市御殿場 312 番 5 地先	御殿場市御殿場 312 番 1 地先	5.01～5.01	29.42
2202 号線	御殿場市御殿場 312 番 7 地先	御殿場市御殿場 312 番 6 地先	5.01～5.01	23.12

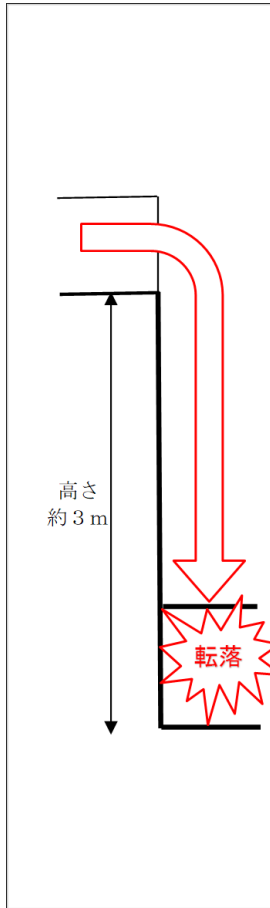


路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)
3717 号線	御殿場市竈 1917 番 77 地先	御殿場市竈 1967 番 12 地先	7.50～7.50	380.00
3718 号線	御殿場市竈 1931 番 41 地先	御殿場市川島田 1223 番 3 地先	9.00～9.00	410.00
3719 号線	御殿場市竈 1948 番 12 地先	御殿場市竈 1954 番 12 地先	5.00～5.00	40.00
4603 号線	御殿場市杉名沢 66 番 3 地先	御殿場市川島田 1476 番 2 地先	7.50～9.00	550.00
4604 号線	御殿場市杉名沢 193 番 1 地先	御殿場市杉名沢 212 番 1 地先	9.00～9.00	230.00
4605 号線	御殿場市杉名沢 214 番 13 地先	御殿場市杉名沢 215 番 8 地先	5.00～7.50	220.00
4606 号線	御殿場市杉名沢 210 番 10 地先	御殿場市杉名沢 210 番 10 地先	5.00～5.00	40.00

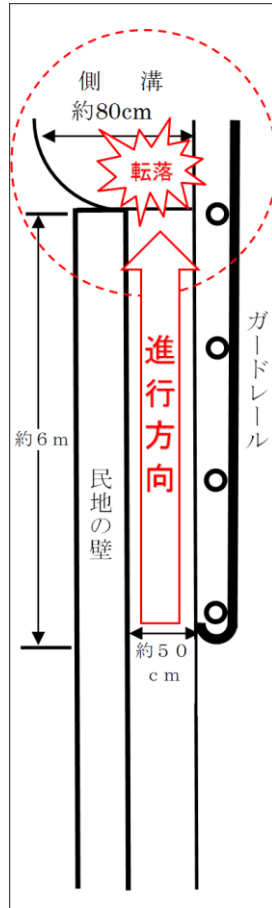
議案第 25 号關係資料

【事故発生状況図】

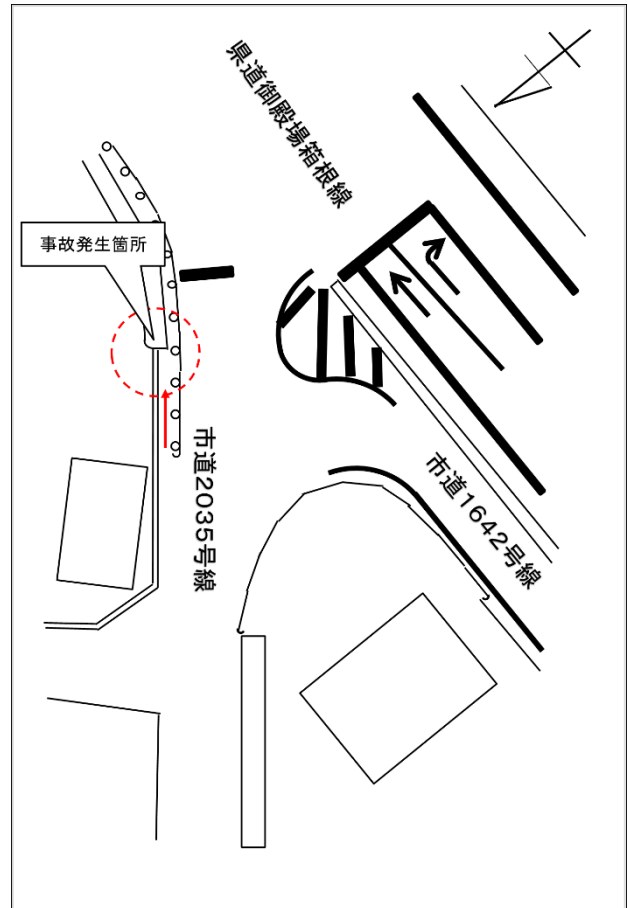
断面図



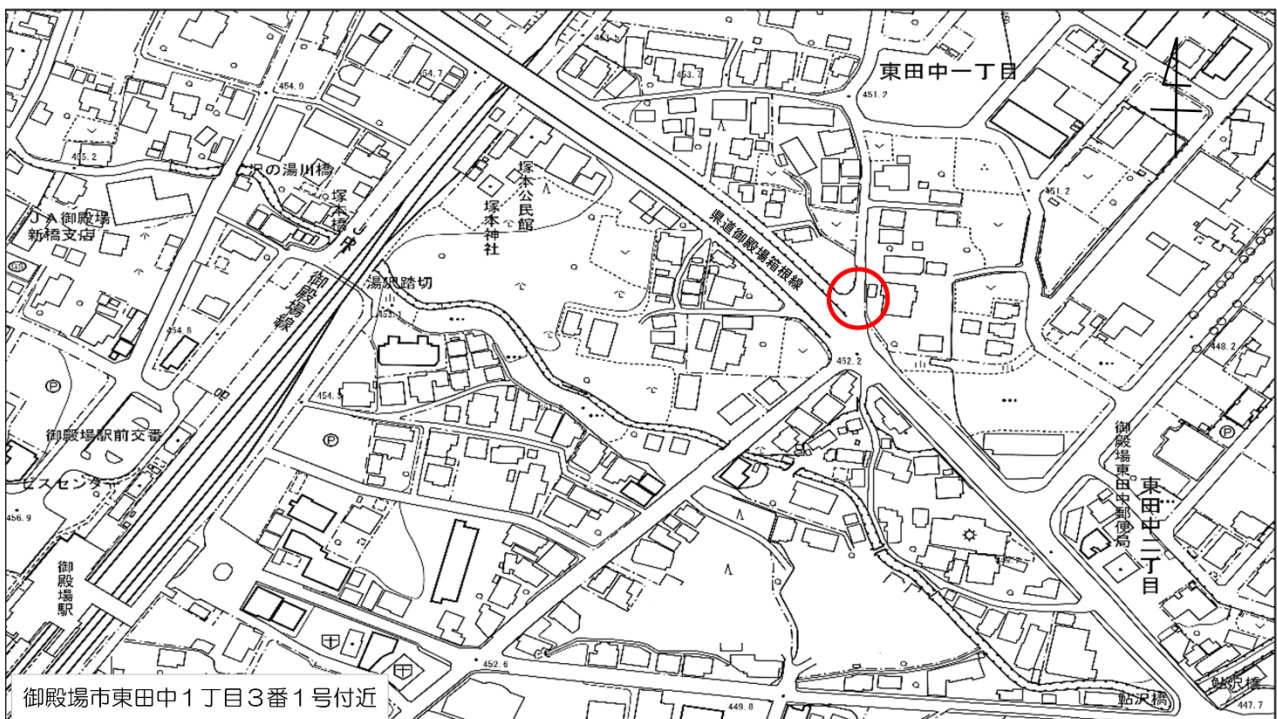
抃大囟



平面图



【位置図】



同意第 2 号関係資料

御殿場市外 1 組合公平委員会委員候補者経歴概要

氏 名 岩田 加代子（いわた かよこ）

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

公 職 歴

所属政党

同意第 3 号関係資料

固定資産評価審査委員会委員候補者経歴概要

氏 名 長田 広幸（おさだ ひろゆき）

住 所

生年月日

職 業

学 歴

職 歴

そ の 他